

京都府人権尊重の共生社会づくり条例（仮称）の制定について（骨子案）

令和 6 年 11 月
文化生活部

府民一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、全ての人が地域で「守られている」「包み込まれている」と感じ、誰もが持つ能力を発揮し、生涯現役で活躍することのできる共生の社会づくりに資するため、基本的人権の尊重に係る教育・啓発及び相談体制の整備等の施策に関する推進計画の策定等を定めた条例を制定します。

1 骨子案の主な内容

【基本理念】

- 人権尊重の共生社会づくり（全ての府民が、不当に差別されることなく、一人ひとりがかけがえのない存在として相互に人権を尊重し合いながら支え合う社会を形成すること）は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。
 - ・ 全ての府民が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について理解を深めるとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重すること。
 - ・ 全ての府民が、それぞれの個性を認め合う相互理解と寛容の下、つながり、支え合うこと。
 - ・ 全ての府民が、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができること。
 - ・ 人権に関する相談に的確に対応することができること。

【推進計画】

- 知事は、人権尊重の共生社会づくり施策（人権尊重の共生社会づくりのために行う人権教育、人権啓発及び相談体制の整備）を総合的かつ計画的に実施するため、次の事項を定めた推進計画を策定する。
 - ・ 人権尊重の共生社会づくりに関する基本的な考え方
 - ・ 人権尊重の共生社会づくり施策の目標
 - ・ 人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
 - ・ その他必要な事項

【人権尊重の共生社会づくり懇話会】

- 知事は、人権尊重の共生社会づくり施策の効果的な実施に関する事項について、学識経験者と意見交換するため、京都府人権尊重の共生社会づくり懇話会を開催する。

2 条例制定に向けた今後のスケジュール

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ・ 令和 6 年 12 月定例会 | 骨子案報告 |
| ・ 令和 6 年 12 月～令和 7 年 1 月 | パブリックコメント実施 |
| ・ 令和 7 年 2 月定例会 | 議案提出 |
| ・ 令和 7 年 4 月 | 施行 |